

自動車分解整備業の

事業承継 マニュアル



承継・廃業に係る届出書類、手続一覧

平成 26 年 3 月

日本自動車整備商工組合連合会
社団法人 日本自動車整備振興会連合会

目次

まえがき

自動車整備業界も高齢化が進み、事業承継問題の顕在化が懸念されています。

事業承継対策をせずに放置していると、いざ事業承継という時に、相続をめぐるもめごとが起きる、後継者が経営ノウハウを知らない、取引先・従業員の信頼を得られない、といった問題が生じ、最悪の場合、廃業に至ってしまいます。そのようなことにならないためにも、事前に後継者の候補者を見つけ、その候補者を育成し、徐々に経営権を移していくといった計画的な取組みが大切です。

事業承継は全ての企業で必ず起こることです。問題になる前に、本書が多くの整備事業経営者の方々に活用され、参考資料として有効に活用されることを祈念いたします。

平成 26 年 3 月

日本自動車整備商工組合連合会
一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会
 会長 坪内 協致

- I 事業承継の実態** 3
 - 1. 経営者の高齢化の進展 3
 - 2. 事業承継対策は早めの取組みが重要 5
 - 3. 自動車整備業における後継者の状況等 7
 - 4. 事業承継対策の失敗事例・好事例 11
- II 事業承継対策** 17
 - 1. 事業承継とは? 17
 - 2. 事業承継対策の進め方 18
 - 3. 現状の把握 (STEP 1) 20
 - 4. 実践事業承継対策 (STEP 2) 20
 - (1) 親族への承継 20
 - (2) 従業員への承継 23
 - (3) 第三者への承継 (M&A、外部招へい) 25
 - 5. 事業承継計画の作成 (STEP 3) 27
- III 迷惑をかけない廃業の選択** 29
- IV 自動車整備業を取巻く事業承継や廃業に係る届出先・書類等一覧表** ... 31
 - 1. 国土交通省届出書類一覧表 (認証関係) 31
 - 2. 自動車整備振興会・自動車整備商工組合、その他届出書類一覧表 33
 - 3. 事業承継や廃業に係る届出先・書類等一覧表 35
 - (1) 事業承継 35
 - (2) 事業廃止 (単独) 39
- V 事業承継をサポートする相談先** 41
 - 1. 事業承継の課題に応じた相談先 41
 - 2. 事業引継ぎ相談窓口・事業引継ぎ支援センター 42
- 【参考】自動車整備業における後継者の状況等 45

* I～II (I.3.4 以外)は独立行政法人 中小企業基盤整備機構
 「平成 25 年度版 中小企業経営者のための事業承継対策」より引用





事業承継の実態

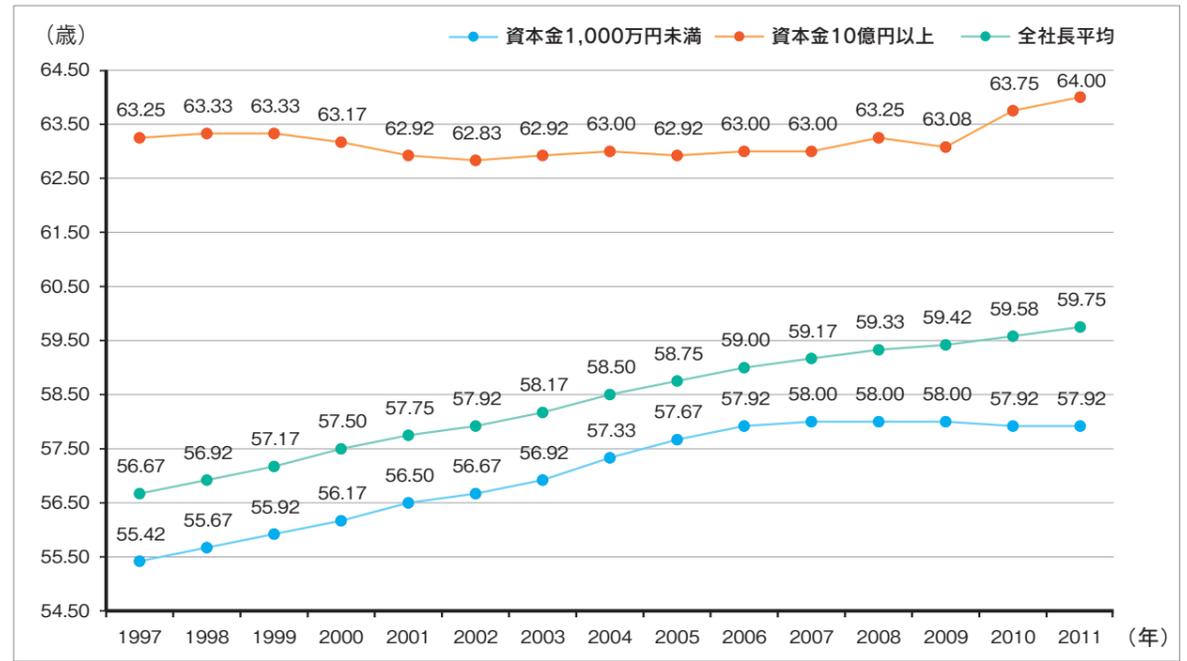
1. 経営者の高齢化の進展

I-1

中小企業白書によれば、後継者不在を第一の理由とする廃業が7万社、雇用の喪失は毎年20万～35万人にのぼると推定されており、日本経済を支える中小企業の雇用や技術の喪失といった観点から、事業承継問題がクローズアップされています。

近年、中小企業経営者の高齢化が進展しています。(図表1)

図表1：資本金規模別の代表者の平均年齢の推移



出典：「全国社長分析」株式会社帝国データバンク（2012年）

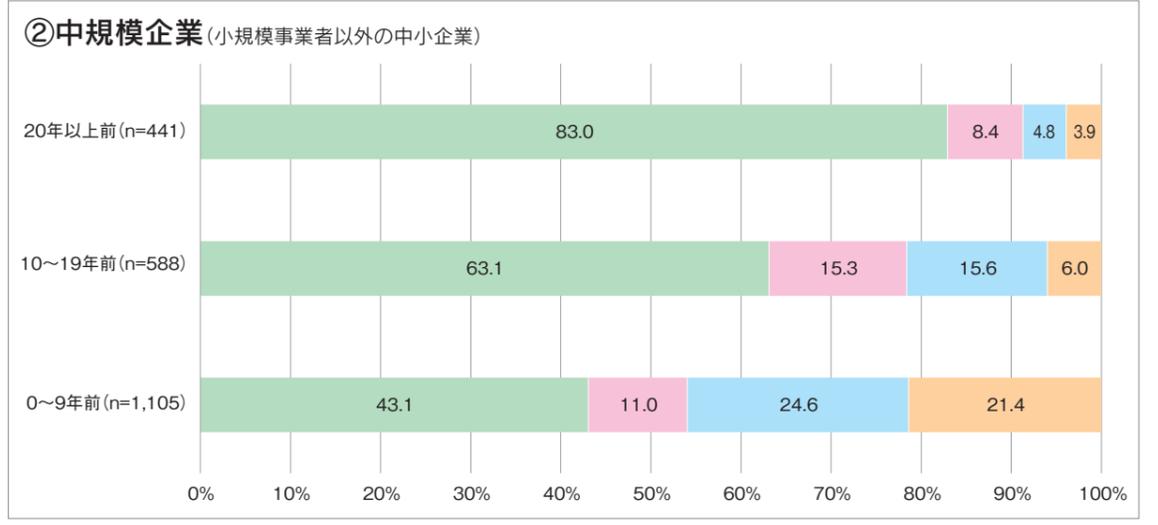
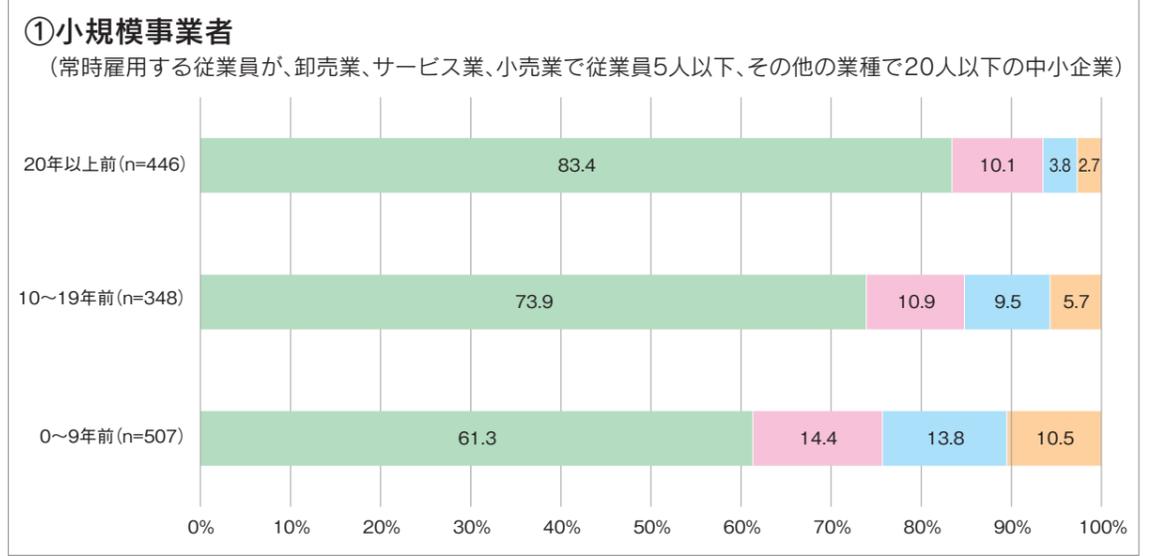
これは、中小企業において、後継者難(当代限りで事業を終わらせようとしているケースを含む)が増加していること、平均寿命上昇や事業承継時期の遅れにより社長在任期間が長期化していることが原因と考えられます。



また、先代経営者と後継者との関係も年々変化しています。かつては、親族への承継が9割以上を占めていたのに対して、近年では親族への承継が6割まで減少してきており、親族内での後継者の確保が困難になってきています(図表2)。



図表2：先代経営者との関係の変化



資料：中小企業庁委託「中小企業の事業承継に関するアンケート調査」(2012年11月、榊野村総合研究所)
出典：「中小企業白書 (2013年版)」中小企業庁

I 事業承継の実態

2. 事業承継対策は早めの取組みが重要 I-2

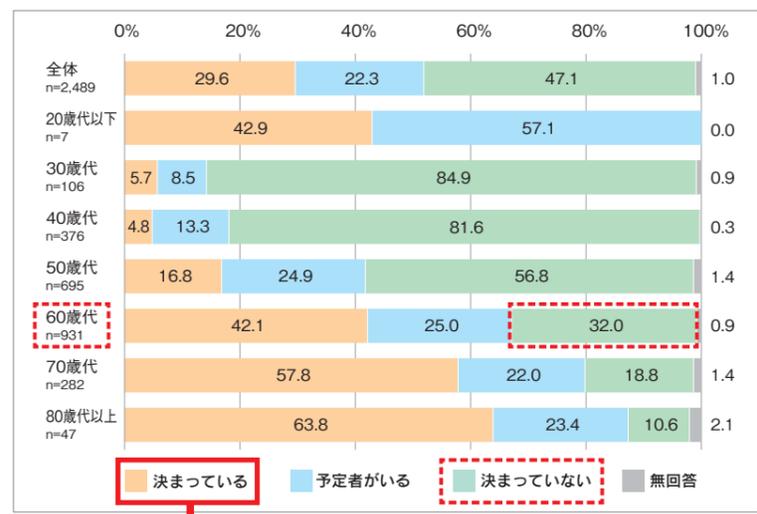
現経営者に対するアンケートでは、経営者が60歳代の企業のうち、後継者が決まっていな企業が約3割にのぼっています(図表3)。また後継者を決めてい企業においても、後継者に話をしていない経営者が約2割になっており(図表4)、後継者との意思疎通ができていないのが現状です。



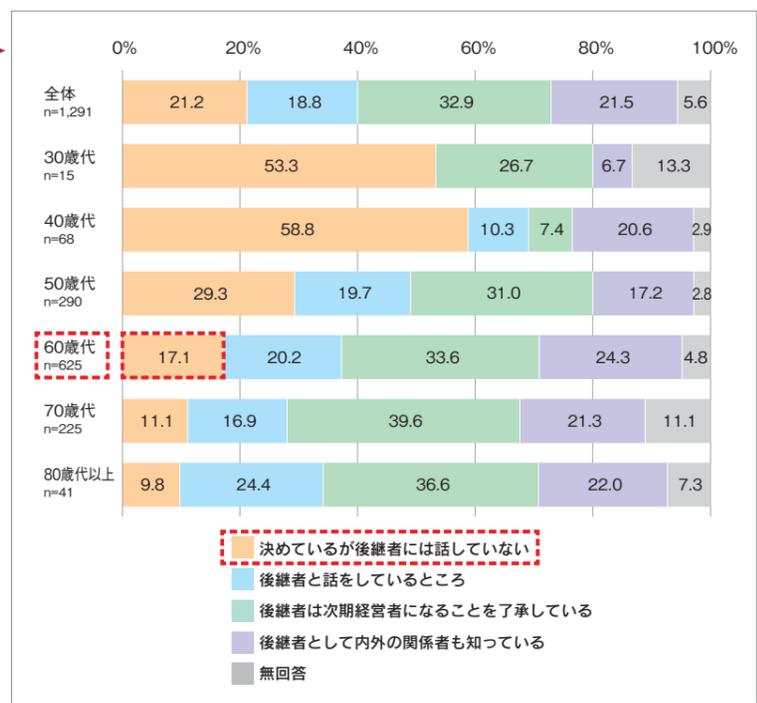
さらにアンケートから、先代から事業を引き継ぐにあたり苦労した点として「経営力の発揮」を挙げている経営者が多く、また経営力を引き継ぐための後継者の育成に必要な期間として5年～10年はかかると考えている経営者が半数以上を占めています。

早めに事業承継対策に取り組み、後継者が十分に「経営力」が発揮できるよう、現経営者がバックアップすることも重要です。

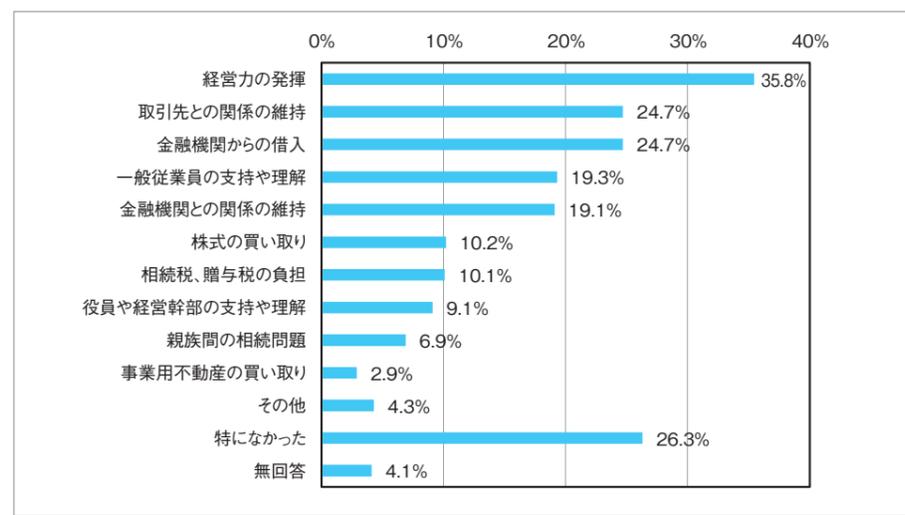
図表3：後継者の決定の有無



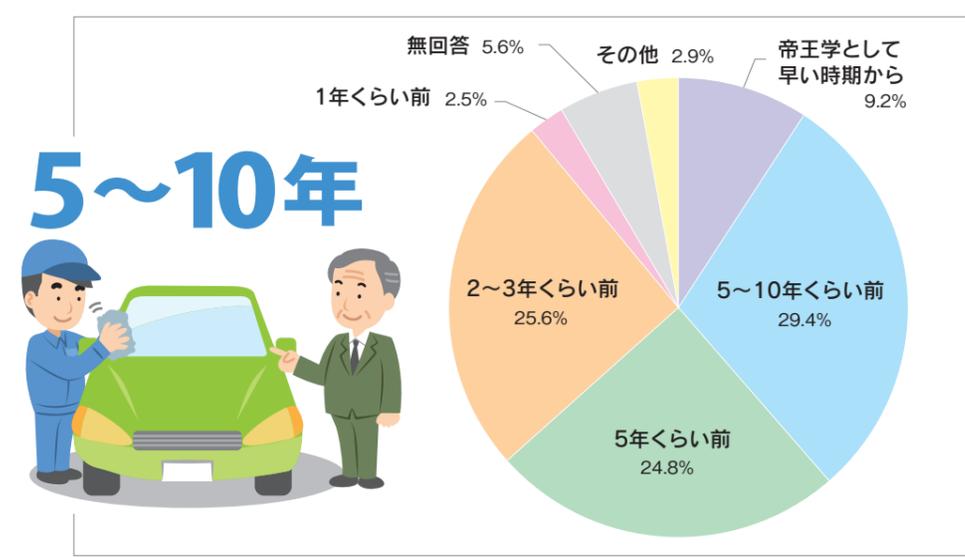
図表4：後継者との意思疎通の状況（後継者が決まっている企業）



図表5：先代経営者から事業を引き継いだ時に苦労した点



図表6：現経営者が考える後継者の育成に必要な期間



図表3～6の出典：事業承継実態調査（中小企業基盤整備機構平成23年3月実施）

I 事業承継の実態

3. 自動車整備業における後継者の状況等 I-3

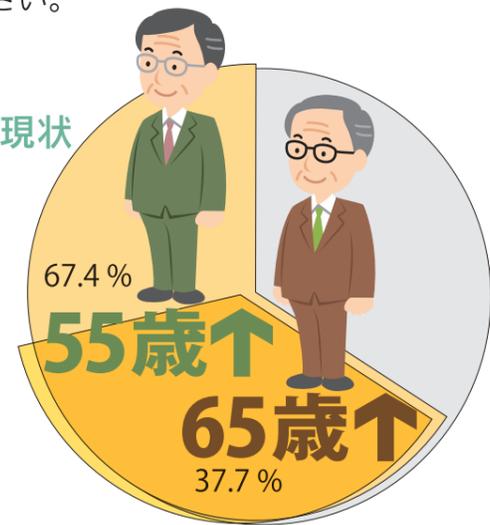
一方、我が業界である自動車整備業における後継者の状況等はどうでしょうか。
一般社団法人日本自動車整備振興会連合会が、平成25年度の自動車整備白書に事業場の整備要員数が10名以下である55歳以上の経営者を対象に調査・集計したデータを掲載していますので、それを基に自動車整備業における後継者の状況等を簡単に分析してみます。
 なお、詳細(用語の定義含む)は45頁以降をご参照ください。

(1) 自動車整備業における経営者の高齢化の現状

(図表7)は経営者の年代構成を規模・業態別に集計したものです。全調査事業場数に対して、A1・A2規模の55歳以上経営者の割合は全体で67.4%、専業計で70.0%、兼業計で61.2%を占めており、規模・業態ごとに比較してみると、A2よりA1が、兼業より専業の割合の方が大きな割合を占めています。

また、そのうち、A1・A2規模の65歳以上経営者の割合は全体の37.7%を占め、規模・業態ごとに比較してみると55歳以上経営者と同様にA2よりA1が、兼業より専業の方が大きな割合を占めています。

このことから、専業、兼業とも経営者の高齢化が進展しており、更に兼業より専業が、また、工員数規模が小さいほど、経営者に高齢化の割合が高い傾向となっており、まさに待ったなしで自社の自動車整備事業場の今後の方向性を見極めなくてはならない事業者が多数存在していることとなります。



図表7：専業と兼業経営者の年代別事業場数

業態	規模	A1 2~3人		A2 4~10人		計	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合
専業	54歳以下	582	26.6%	564	34.6%	1,146	30.0%
	55~59歳	254	11.6%	191	11.7%	445	11.6%
	60~64歳	401	73.4%	275	65.4%	676	70.0%
	65歳以上	953	43.5%	600	36.8%	1,553	40.7%
	全調査事業場数	2,190	100%	1,630	100%	3,820	100%
兼業	54歳以下	249	32.9%	384	44.0%	633	38.8%
	55~59歳	112	14.8%	126	14.4%	238	14.6%
	60~64歳	131	67.1%	130	56.0%	261	61.2%
	65歳以上	265	35.0%	233	26.7%	498	30.6%
	全調査事業場数	757	100%	873	100%	1,630	100%
専・兼業	54歳以下	831	28.2%	948	37.9%	1,779	32.6%
	55~59歳	366	12.4%	317	12.7%	683	12.5%
	60~64歳	532	71.8%	405	62.1%	937	67.4%
	65歳以上	1,218	41.3%	833	33.2%	2,051	37.7%
	全調査事業場数	2,947	100%	2,503	100%	5,450	100%

(2) 事業場の将来見通しについて

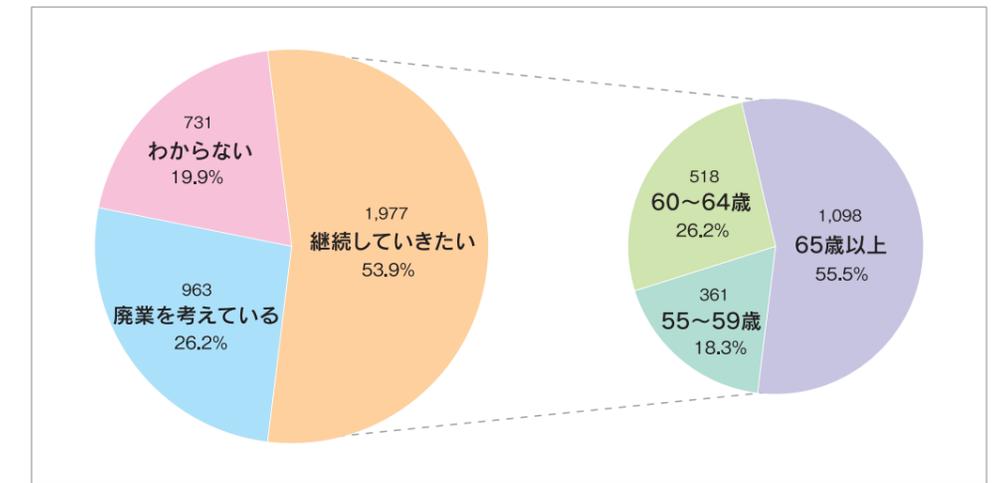


(図表8)は専・兼業のA1、A2規模に自動車整備事業の継続・廃止の認識を聞いた中で、継続していきたいと回答した55歳以上の経営者の年齢別割合を見たものです。
 継続していきたいと回答した経営者の年齢別割合について65歳以上の割合を見てみると、55.5%と一番割合が多くなっており、高年齢層の経営者は何とか事業を継続していきたいという意識が強いものと考えられます。

また、継続等の意思が決定しておらず、「わからない」と回答している55歳以上の経営者が19.9%と約1/5を占めていることから、小規模事業者の経営者が将来の方向性を決めかねている、若しくは、まだ考えていないことが想定されます。

事業承継等の実施には計画性が必要であり、そのためには、まず将来の事業の方向性を決めることが必要であることを認識して頂くことが望まれます。

図表8：専・兼業(A1、A2)自動車整備事業の継続についての認識



I 事業承継の実態

3. 自動車整備業における後継者の状況等 I-3

(3) 自動車整備業における後継者の状況

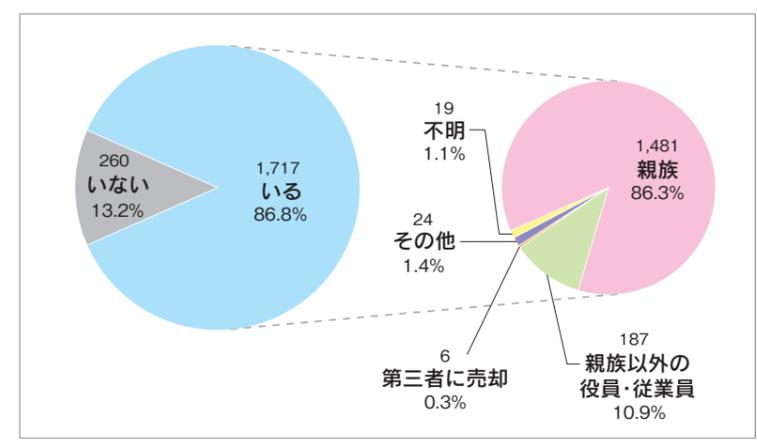
(図表9-1)は事業を継続していきたいと回答した55歳以上の経営者に、誰が後継者となる予定かを聞いたものを見たものです。

回答した状況をみると、86.8%の経営者が「後継者がいる」と回答しています。(図表3)におけるデータと比較してもより高い傾向が表れていると言えます。

また、後継者がいると回答した55歳以上の経営者の親族への承継を計画しているとの回答が86.3%と圧倒的に多い割合となっています。

ただし、(図表4)にあるように後継者との意思疎通ができていない現状を認識しておく必要があります。

図表9-1：専・兼業(A1、A2)後継者の状況

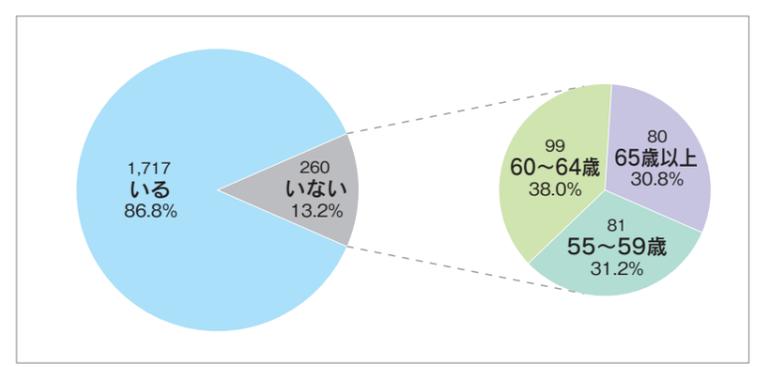


一方、(図表9-2)は、後継者がいないと回答した55歳以上の経営者の年齢別割合を見たものです。

各年代はほぼ同じ割合となっていますが、60歳以上は68.8%になります。

このため、事業承継に対する認識の必要性をより高く意識して頂くことが肝要と言えます。

図表9-2：専・兼業(A1、A2)後継者の状況



(4) 経営者の決断

以上から、自動車整備業界における今後の事業運営意識としては、自動車整備事業を継続していきたいという意識は高い状況にあると見られます。

なお、後継者の状況についても非常に高い割合で後継者が想定されている事業場の割合が多く、更に親族へ承継すると考えている経営者の割合は中小企業全体の結果と比較しても高い業界であると見られます。

このことから、「現状で手一杯で先々のことを考えるのは面倒だ・・・」「まだ先のことから・・・」「後継者がなかなか見つからない・・・」などと言って事業承継対策を先送りしている経営者に対しては、今後の事業運営への判断を先延ばしせず、計画的に行う必要性を意識づけさせることが必要なことはもちろん、事業承継相手が決まっていると回答している経営者にも、事業承継相手との意思疎通が図られているか、また計画を立ててこれを行動に移す準備をしているかを認識して頂くことが経営者の決断に結びつくものです。

また、今回の集計データによりますと事業を継続していきたいが、承継相手がいないと回答している事業場が13.2%となっています。従って経営者は、早めに今後の事業運営について計画的に考えていく必要があることを認識する必要があります。

いずれにせよ、対策をせずに放置していると、いざ事業承継という時に、相続を巡って揉め事が起きる、後継者が経営ノウハウを知らない、取引先・従業員の信頼を得られないなどといった問題が生じ、最悪の場合、事業を承継できずに廃業せざるを得ない状況に陥ることとなります。そのようなことにならないためにも、事前に、後継者の候補者を見つけ、その候補者を育成し、徐々に経営権を移していくといった計画的な取り組みが大切です。

このためには、承継計画を漫然と成り行きで決めるのではなく、現経営者の健康状態や後継者の状況等現状の把握をきちんとして計画し、実行することが必要です。

なお、廃業を考えているという経営者にも、従業員を路頭に迷わせない、顧客に迷惑を掛けないためには、いきなり廃業するのではなくタイミングを見て、顧客の引き継ぎや従業員の就職先手配などをしっかりできるよう、こちらも計画的な取り組みを行ってから、廃業することが必要です。



I 事業承継の実態

4. 事業承継対策の失敗事例・好事例 | I-4

事業承継は計画を漫然と成り行きで決めるのではなく、現経営者の健康状態や後継者の状況等現状の把握をきちんとして計画し、実行することが必要だと前述しましたが、ここで、様々な理由はあると思いますが、計画的な事業承継対策をしないで経営が不安定になり、事業の継続が困難となってしまったなどの失敗事例と比較的事业承継が上手くいった好事例を紹介しますので、参考にして下さい。

(1) 事業承継対策の失敗事例

失敗例 1 事業承継の準備をしないまま 経営者の判断能力が低下したケース



Aさん
Xモーターの創業者。
数年前から健康を害し、Bに代表権を委ねた。
株式の80%以上及び多くの不動産を保有。



Bさん
Aさんの弟で、現在はXモーターの代表取締役。
15年前に立ち上げた中古車販売部門をXモーターの中心事業に成長させた功労者。
銀行から多額の融資を受けて設備投資を行い、業績を拡大。

- 数年前からAは判断能力が低下。Bも体調を崩し事業の一線から退きたいと考えているが、親族内に適当な後継者候補はいない。
- 近年ではXモーターの業績は悪化。一方、Bが社長就任後に金融機関から融資を受けるときに連帯保証人となっていたAは、連帯保証債務が個人資産を上回る状態となっており、相続が発生すればAの相続人に多額の債務が残る恐れがある。事業承継どころか、事業の継続すら危ぶまれる状況。



創業者が、事業承継に関して何の対策も行わなかったため、事業の継続すら危ぶまれる事態に陥った例。

失敗例 2 後継者に事業用資産の集中ができなかったケース



Cさん
整備工場、中古車販売業のオーナー。
資産総額は十数億円(内訳は、現金の他、自社株式、事業用不動産、会社への貸付金等)



Dさん
Cの長男。
現在は代表取締役社長。



Eさん
Cの次男。以前、グループ会社の経営に従事していたが、バブル期に本業以外で多大な損失を発生させたために追放されている。

- Cが死亡して相続が発生。遺言書が作成されていなかったため遺産分割協議開始。
- DはCの配偶者とともに事業用資産のすべてを相続する案を作成して提示したが、Eはこれを拒否し、法定割合での相続を主張。結局、法定割合に基づき、事業用不動産の一部や会社への貸付金等をEに相続させざるを得なかった。
- 会社はEの負担分の債務を金融機関に返済したため資金繰りが逼迫。また、Eは相続分の事業用不動産を第三者へ売却する可能性を示しつつ、比較的高額での買取り要求を行う等したため、最近では他の事業にも悪影響が大きくなっている。



相続予定者の中に意思疎通が図れない人物が存在していたにもかかわらず、十分な生前贈与や遺言の作成がなされなかったため、後継者に事業用資産の集中が出来なかった事例。
(例えば、遺言書を作成することで、次男Eの権利を法定相続分の半分の遺留分まで下げることが可能であった。)

I 事業承継の実態

4. 事業承継対策の失敗事例・好事例

I-4

(2) 事業承継対策の好事例

好事例 1 事業廃業予定者と新規事業開始予定者の計画が結びついたケース①



Aさん
法人整備専門工場 64歳。
年金が満額出る65歳で引退の予定。

Bさん
整備の学校卒業後、専門指定工場、大型ディーラー、中古車販売店で働く。
知り合いの倉庫で開業の予定。

successful STORY

認証工場(法人)で社長が65歳になる月で廃業する予定のA工場があり、周囲にも話をしていた。

同じ地域で新しく認証工場を開業したいとBさんが振興会に相談に来て準備をしていたが、借りつもりだった工場が持ち主の都合で断られ借りられなくなった。

BさんにA工場の話をするとは是非仲介をお願いしたいとの事。

話し合いの結果、Bさんが1年間従業員として働き、廃業予定の月に認証譲渡の予定。会社は引き継がないで、個人として認証を受ける。

土地、建物は現在と同じ料金で賃貸を受けられるよう大家にお願いし了解済み。

A工場の社長はお客様の受け入れ先が心配だったが解消し、Bさんは費用が余りかからず開業が出来るので双方が満足。

successful example Point

- ・廃業予定工場の顧客の立場からは、整備を引き続き依頼できることから、顧客サービスにつながる。
- ・自動車整備振興会の新たな求心力向上の手段となりえる。

好事例 2 事業廃業予定者と新規事業開始予定者の計画が結びついたケース②



Cさん
独立して20年、夫婦の仲がよく
明るいので良いユーザーが多い
60代夫婦

Dさん
専門指定工場退職後自分で中古車
販売店を起こす。
整備が好きで認証の準備中で中古
工具等揃えていた。

successful STORY

健全経営の夫婦でやっている認証工場の承継。

3月に認証工場の後継者がいないので捜してほしいと60代経営者Cさんから相談を受ける。

希望は2年間くらい従業員として一緒にやってユーザーを覚えてもらって交代したいとのこと。

ユーザーの評判もよく、堅実に利益を上げている工場で立地的にも管内一大きな市にある。

一方、数年前から中古車販売店を営んでいる以前指定工場で働いていたDさんに話をすると、中古車販売は水物なので得意とする整備をしっかりとやりたいと思っていたとのことだったので、橋渡しをすることとした。

Dさんと一緒にCさんのところへ挨拶に行き、Dさんの人間性をわかってもらうため数回会う約束をした。

11月に翌年の1月から一緒にやることになり契約書を交わし、2年後に認証の譲渡が法人役員変更をする予定で、売却金額などは2年間のあいだに話し合っ決めてとの報告があった。

successful example Point

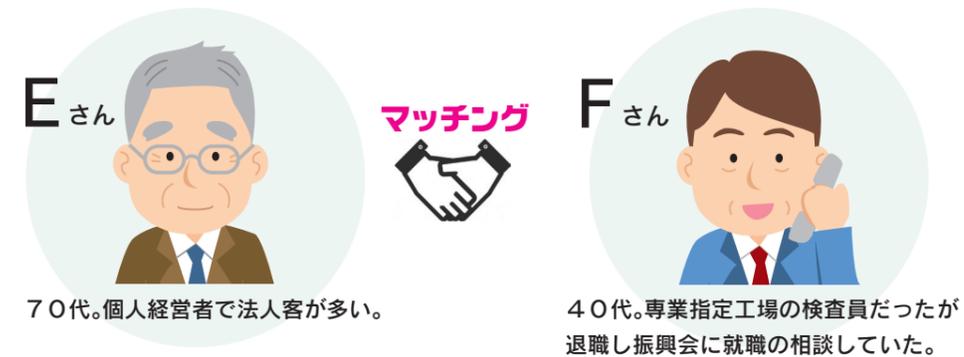
- ・自動車整備振興会の日頃の情報収集活動の実績が重要である事例。

I 事業承継の実態

4. 事業承継対策の失敗事例・好事例

I-4

好事例 3 事業廃業予定者と新規事業開始予定者の計画が結びついたケース③



Eさん 70代。個人経営者で法人客が多い。

Fさん 40代。專業指定工場の検査員だったが退職し振興会に就職の相談していた。

successful STORY

2年前70代で40年以上も個人経営で努力していたE氏が高齢のため後継者探しのため振興会に相談に来る。
息子は他の仕事について後継者の当てが無い、このまま工場をやめるのももったいないので誰か紹介して欲しいと相談あり。
同じ市内の指定工場を1ヶ月前に退職したばかりの40代のF氏に電話をすると即決し数週間で全ての譲渡に係わる変更や看板変更が終わり営業開始、E氏は大変喜び1ヶ月間F氏を紹介するために顧客廻りを一緒にしてくれたようです。
工場のすぐ傍にE氏の自宅があるので、今でも冬になると営業前に除雪をしてくれるそうです。本当に仲が良く親子のようです。



・事業承継の相談に振興会が頼られる好事例。
また、日頃からの情報収集活動が実を結び、候補者を選ぶことができた。

好事例 4 法人を買い取り、指定の移動で処理したケース



Gさん 50代。工場の事務担当だったが自宅と工場を処分して子供のところへ移る予定。

Hさん 退職して工場と土地を購入し認証を取得する準備中

successful STORY

2年前、法人G指定工場の代表者が事故で急死し残されたG奥様は事業の継続は無理だと判断して工員を解雇し指定を廃止する予定であった。
同時期に150Km以上はなれたX市で大型ディーラーを退職して自分で整備工場をはじめようとするHさんがいた。
Hさんの思いは認証工場からスタートすると取り扱い車種が大型トラックなうえ、運輸支局までの片道時間が約2時間というリスクを抱えてのスタートなので、何とか指定工場としてスタートが出来ないのか模索していた。
タイミングよく双方から相談を受けていたので、運輸支局に相談したところ法人格が一緒であれば廃止新規ではなく役員変更と所在地変更で可能だということでG奥様に相談したところHさんに会社を買い取ってもらうことについて承諾を得た。会社の借金は奥様が支払った。
さらにパソコンソフトとコピー機のリースも名義変更をしてHさんの工場で使用できるようにしたのでHさんは安く使用でき、G奥様はリースの支払から解放された。
一番の心配は翌年の税金だったがG社に累積負債があったのでほとんど支払うことがなかったようです。



・代表者が急逝したが、第三者への承継(M&A)で処理した好事例。
・指定の移動とM&Aが結び付いた特異な事例。

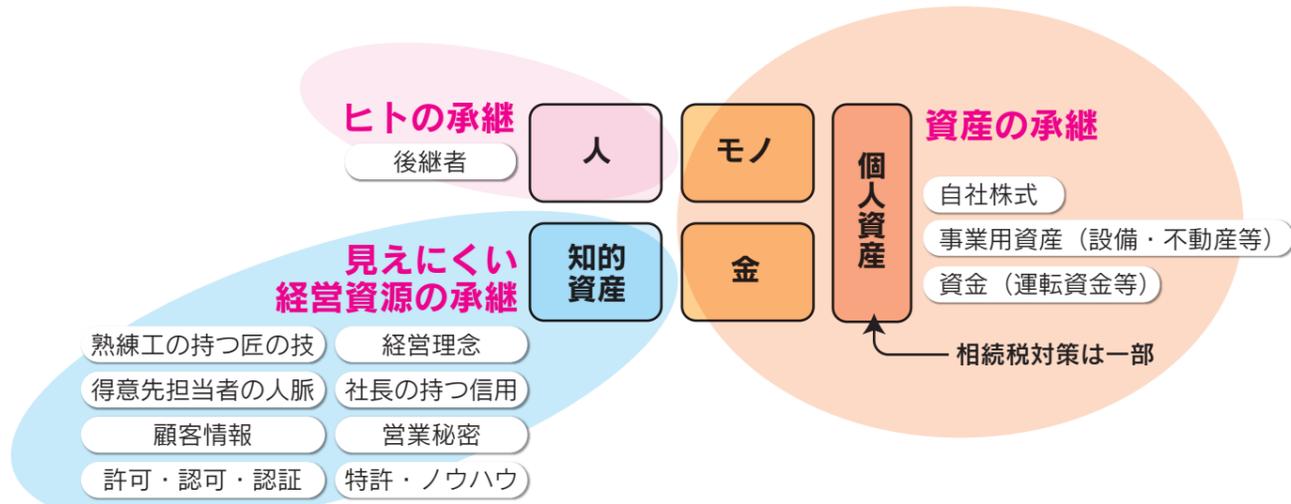
II

事業承継対策

1. 事業承継とは？

II-1

事業承継とは、“現経営者から後継者へ事業のバトンタッチ”を行うことですが、企業がこれまで培ってきたさまざまな財産（人・物・金・知的資産）を上手に引き継ぐことが、承継後の経営を安定させるために重要です。



事業承継は相続税対策と見られがちですが、相続税対策は事業承継対策の一部に過ぎません。



【知的資産】

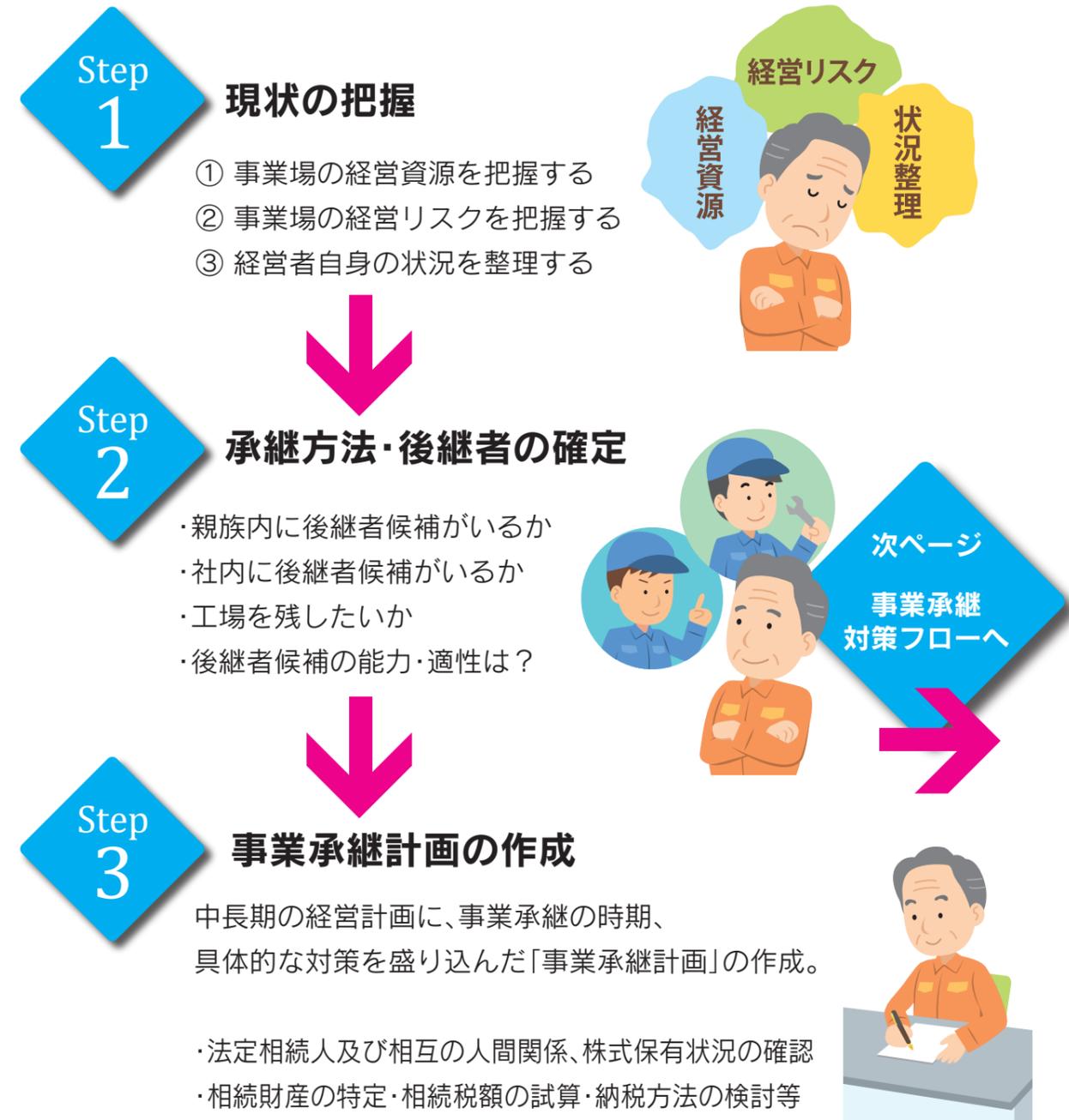
企業における競争力の源泉である、人材、技術、技能、知的財産（特許・ブランド等）、組織力、経営理念、顧客とのネットワーク等、財務諸表には表れてこない目に見えにくい経営資源の総称。

この知的資産を把握し、伝えることで融資を引出し、市場にアピールすることが出来ます。

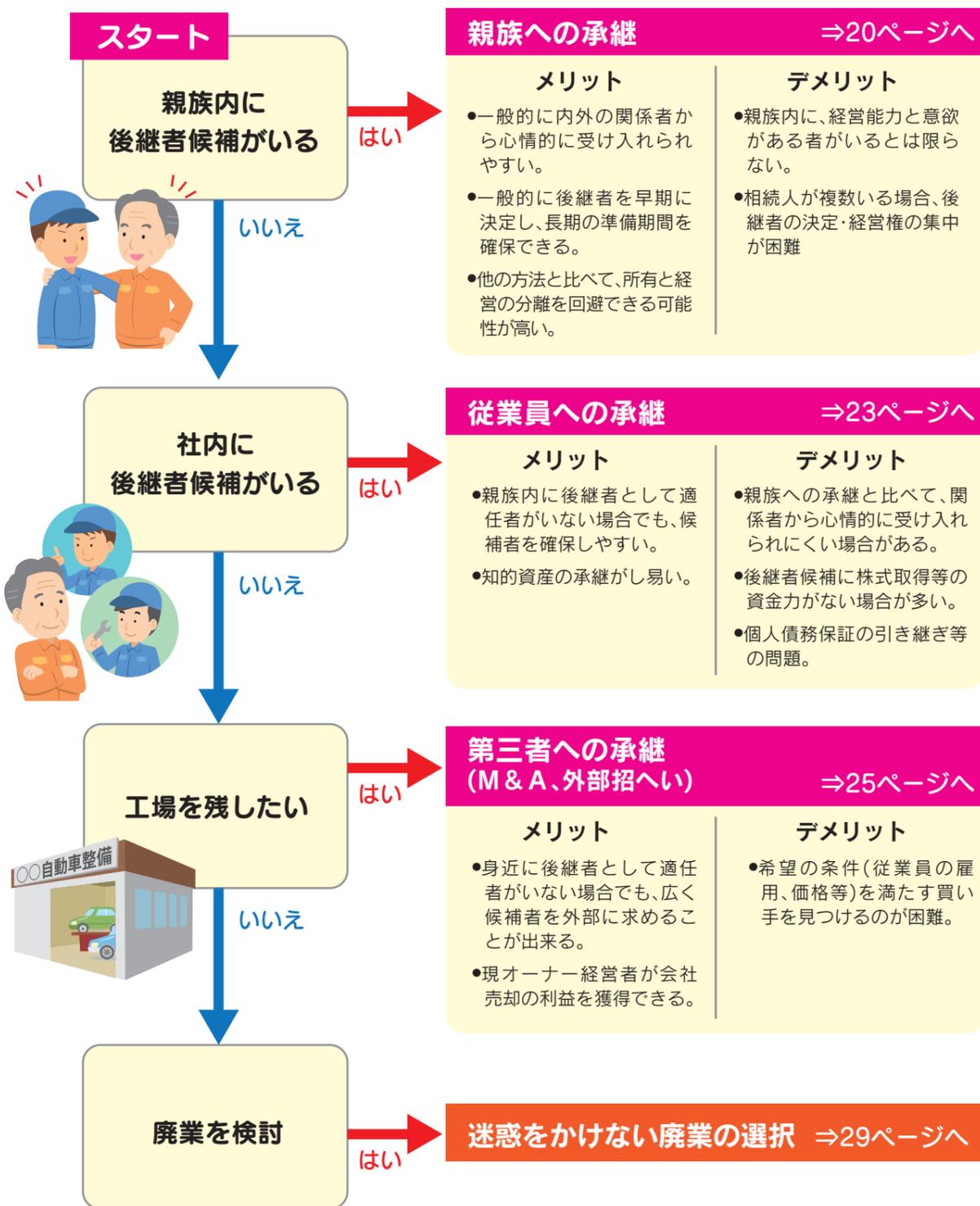
2. 事業承継対策の進め方

II-2

事業承継対策の進め方をSTEP別にフローで示します。事業承継対策をSTEP別に確実に進めて下さい。



事業承継対策フロー



3. 現状の把握

Step 1

II-3

(1) 事業場の現状を把握する

- ① 事業場の経営資源を把握する
 - ・従業員、顧客、指定の取得、保有設備・不動産、社員の保有資格、ノウハウ、社歴・知名度など
- ② 事業場の経営リスクを把握する
 - ・負債額、財務内容、資金繰り状況、競合事業場動向、市場環境の変化
- ③ 経営者自身の状況を整理する
 - ・年齢、健康状態、保有株式、個人資産・負債、担保設定状況

4. 実践事業承継対策

Step 2

II-4

(1) 親族への承継



親族への承継は事業承継全体に占める割合が多く、依然として中心的な位置づけにあります。現オーナー経営者の子息・子女が後継者となるケースの他、オーナー経営者の甥や娘婿、配偶者が後継者となるケースなどもあります。

i. 関係者の理解

- ・後継者候補が複数いる場合は、意思疎通を図り、なるべく早期に後継者を決定すると良いでしょう。
- ・社内や取引先・金融機関に対して、事業承継計画の公表などの事前説明を行っておくことが有効です。
- ・将来の役員陣の構成を視野に入れて、役員・従業員の世代交代を準備します。

ii. 後継者教育

経営に必要な能力・知識を習得するために、社内・社外での教育を実施します。例えば、以下のようなものです。

- ① 社内での教育
 - ・自社の各分野のローテーション
 - ・責任ある地位に就けて権限を委譲

II

事業承継対策

4. 実践事業承継対策 (1) 親族への承継

II-4

② 社外での教育

- ・他社勤務や子会社経営を通じて、幅広い人脈の形成や経営手法を習得
- ・中小企業支援団体、中小企業大学校等のセミナーへの参加

iii. 株式・財産の分配

- ・株式・財産の分配においては、①後継者への自社株式、事業用資産の集中、②後継者以外の相続人への配慮、という2つの観点からの検討が必要です。

① 後継者への自社株式、事業用資産の集中

- ・後継者が安定的に経営をしていくためには、後継者に自社株式や事業用資産を集中的に承継させることが必要です(株式は、株主総会で重要事項を決議するために必要な2/3以上の議決権が目安)。
- ・自社株式や事業用資産は経営者の相続財産に占める割合が高く、後継者に集中的に承継させると、後継者や会社は、自社株式や事業用資産の買い取りや相続税の納付のため、多額の資金が必要になるケースがあります。専門家と相談して対策を検討しましょう。

② 後継者以外の相続人への配慮

- ・生前贈与や遺言を用いる場合でも、他の相続人の遺留分による制限があります。
- (注)遺留分:兄弟姉妹以外の相続人に対して最低限度の資産承継の権利を保障するための制度。例として相続人が妻及び子供二人の場合、妻が1/4、子供がそれぞれ1/8の割合の遺留分を有し、その割合を超えた贈与や遺贈は減殺請求により効力を失う。

iv. 後継者への生前贈与

- ・生前贈与は、後継者への財産移転の方法のうち、権利の移転が生前に実現するので非常に有効です。
- ・税務面では、「暦年課税制度」、「相続時精算課税制度」、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(以下「経営承継円滑化法」といいます。)」に基づく贈与税の納税猶予制度といった各種制度による税負担や適用要件等を比較し、個々の事情に適した制度を選択できます。



① 遺留分等民法上の問題

- ・相続発生の際、生前贈与で分け与えた財産については、後継者以外の相続人の遺留分による制約を受けるため、財産分配方法を決定した上で計画的に行うことが必要です。
- 経営承継円滑化法の「民法の特例」を活用することも有益です。

② 暦年課税制度と相続時精算課税制度の検討

- ・後継者への承継時期を見据えて、相続税の節税となる制度を検討することも有益です。
- (注)暦年課税制度:暦年毎にその年中に贈与された価格の合計に対して贈与税を課税。110万円の基礎控除があるが、税率は10%~50%の累進税率。
- (注)相続時精算課税制度:将来相続関係に入る親から子への贈与について、選択制により、贈与時に軽減された贈与税を納付し、相続時に相続税で精算する制度。2,500万円の特別控除があり、それを超えた額については一律20%の税率を適用。
- 経営承継円滑化法の「贈与税の納税猶予制度」を活用することも有益です。
- (注)税率、適用要件について税制改正の動向に注意が必要です。

v. 遺言の活用

- ・遺言書を作成することで、後継者に自社株式、事業用資産を集中することが可能です。ただし、遺言はいつでも撤回できるため、生前贈与と比べて後継者の地位が不安定となり、遺留分の問題や遺言書の有効性を巡るトラブルが起こることもあります。
- ・各種遺言の中で、公正証書遺言が自筆証書遺言に比べて有効です。



- (注)公正証書遺言:2人以上の証人の立会いの下で、遺言者が口述して公証人が筆記し、内容が適正であることを確認して各自が署名押印する。遺言書の原本は公証人役場に保管されるので、紛失したり改ざんされる心配もない。
- (注)自筆証書遺言:遺言を残す人が自分で全文を書き、日付と氏名を署名して押印するもの。遺言書を作ったことを秘密にしたまま手軽に作成できるというメリットがある。特別な費用もかからない。ただ、きちんと保管しておかないと見つからなかったり、紛失、偽造の恐れもある。

vi. 会社法の活用

- ・現時点で既に株式が分散している場合には、可能な限り買取り等を実施して、株式を集約します。
- ・株式を分散させないために、定款に譲渡制限規定を設けることが有効です。

(注)譲渡制限規定:株式の譲渡について、会社の承認を必要とする規定。

自社株式の集中や分散防止対策として、議決権制限株式、拒否権付種類株式(黄金株)、相続人に対する売渡請求等の活用も有効です。

(注)議決権制限株式:株主総会での議決権が制限されている株式。後継者には議決権のある株式を、後継者以外の相続人には議決権制限株式を与えることで、後継者に経営権を集中することが可能となります。

(注)拒否権付種類株式(黄金株):特定の議決事項について拒否権を有する株式。先代経営者が黄金株を保持することで、後継者が独断専行経営を行うといった事態を防ぐことが可能となります。

(注)相続人に対する売渡請求:相続によって株式を取得した者に対して、会社が株式の売渡請求を行い、強制的に買い取ることが出来る制度です。

vii. 経営承継円滑化法の活用

・一定の要件を満たす後継者が遺留分権利者全員と合意及び所要の手続き(経済産業大臣の確認、家庭裁判所の許可)を経ることで以下の民法の特例の適用を受けることが出来ます。

① 生前贈与株式を遺留分の対象から除外(除外合意)

② 生前贈与株式の評価額を予め固定(固定合意)

・先代経営者、後継者、対象会社について一定の要件を満たせば、所定の手続き(経済産業大臣の認定)を経ることで非上場株式に係る相続税・贈与税の納税猶予制度を活用することが可能です。

→現経営者の生前に計画的に事業承継対策に取り組むことが、実際に活用するか否かにかかわらず、円滑な事業承継対策のために重要です。

(2) 従業員への承継



親族外承継のうちの多くを占めると考えられる共同創業者、専務等番頭格の役員、優秀な若手従業員、工場長等の従業員が後継者候補となる承継では、後継者の株式買取資金や、個人保証等が障害となります。

将来のオーナー経営者の子息等への中継ぎとして、一時的に従業員への承継(従業員等)が行われることもあります。

i. 関係者の理解・後継者教育

- ・基本的には親族への承継の場合と同様ですが、関係者の理解を得るまでにより多くの時間がかかることもあるため、注意が必要です。
- ・現経営者の親族に意向や後継者候補の経営方針は、十分に確認しておくべきです。

【関係者の理解を深めるためのポイント】

- ・事業の継続性を保つため、事前に経営理念や経営計画を明確にし、社内に公表します。
- ・後継者候補が事前に一定期間役員等として社内で活動します。
- ・事業承継後も、現オーナー経営者が一定期間後継者をサポートすることが有効な場合もあります。



ii. 株式・財産の分配

① 会社法の活用

・議決権のある普通株式を後継者に取得させて経営権を集中しつつ、配当を優先させた議決権制限株式を後継者以外の親族に相続させてバランスをとることも考えられます。

② 事業承継のための資金調達

・株式買取資金については、経営陣の能力や事業の将来性を担保として、金融機関の融資や投資会社の出資等を受けられる場合もあります。

・MBO(マネジメント・バイ・アウト)

会社の経営陣(マネジメント)が株式を取得して経営権を取得する手法です。株式は、経営陣が個人として取得する方法があるほか、株式を取得するための受け皿会社「特別目的会社(SPC)」を設立し、これが買収する方法もあります。

③ 経営承継円滑化法の活用

・経済産業大臣の認定を前提に、株式会社日本政策金融公庫による後継者個人への融資が活用できる場合があります。

・平成25年度税制改正により、親族以外の後継者でも「非上場株式に係る相続税・贈与税の納税猶予制度」が適用できることになったため、活用を検討することも有益です(平成27年1月1日以後の相続・贈与に適用)。

iii. 個人保証・担保の処理

- ・現オーナー経営者の個人保証について、後継者も連帯保証人に加わることを求められる場合があります。
- ・現経営者は、事業承継に向けて債務の圧縮に努めるとともに、金融機関との交渉や、後継者の負担に見合った報酬の設定等の配慮が必要でしょう。

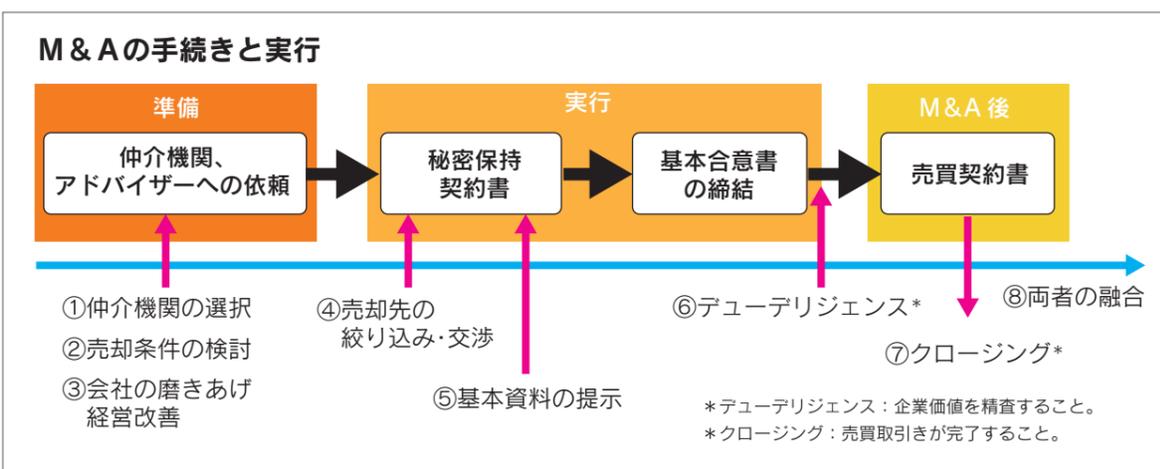
(3) 第三者への承継 (M & A、外部招へい)



第三者への承継(M & A、外部招へい)とは、親族や従業員など身近なところに後継者候補がない場合などに検討されるもので、マッチングにより招聘する外部人材や事業譲渡先企業を選定するものです。

i. M & Aの手続きと注意点

- ・M & Aの検討においては、社内・社外に対する秘密保持が最も重要です。一方、自社に都合の悪いことでも、買い手企業に対しては、「隠し事をしない」ことが大切です。
- ・M & Aは、交渉次第で企業の評価が大きく異なりますので、専門の仲介業者に相談してみることも有効です。



ii. 会社の魅力の「磨きあげ」

- ・「売れる」会社になるためには、会社の魅力の「磨きあげ」が重要です。
- ・現時点で会社を売却した場合の価格の目安を試算し、企業価値を向上するための指標とすることが有効となります。

【会社の魅力の「磨きあげ」を行う際のポイント】

- ・業績の改善、無駄な経費支出の削減
- ・貸借対照表のスリム化、オーナーと企業との線引きの明確化
- ・セールスポイントとなる会社の「強み」を作る。
- ・知的資産の重要性(優良な顧客、ブランド価値やイメージ等)



iii. 各種支援策の活用

- ・事業引き継ぎ支援センターでは、事業の引き継ぎ先企業との引き合わせ(マッチング)、契約締結に向けた支援を行っています。
- ・中小機構では、民間の投資会社や金融機関と共に、事業承継ファンドを組成しています。
- ・株式会社日本政策金融公庫では、後継者不在等の企業をM & A等により取得するための資金について融資を行う制度があります。

【M & Aとは】

M & Aとは、合併(Merger)と買収(Acquisition)を意味する言葉で、会社全部を譲渡する場合や一部を譲渡する場合など、様々な形態があります。近年は、中小企業におけるM & Aの件数は増加しています。

II

事業承継対策

5. 事業承継計画の作成

Step
3

II-1

(1) 事業承継計画の作成にあたって

現状の把握や将来の見通しを明確にすることは、事業承継計画づくりにおいてとても重要です。具体的に考えてみましょう。



i. 会社の経営資源の状況はどうなっていますか？

・従業員数、資産、キャッシュフローの現状や今後の見込みはどうなっていますか？

ii. 会社の経営リスクの状況はどうなっていますか？

・会社の負債や、会社の競争力の現状や将来性はどうか？

iii. 経営者自身の状況はどうですか？

・保有株式の状況、個人名義の土地・建物、負債、個人保証の状況はどうなっていますか？

iv. 後継者候補はいますか？

・後継者候補は、親族内ですか？それとも従業員や外部からの招聘ですか？
・後継者候補の能力や適性、年齢や経歴、会社経営に対する意欲はどうですか？
・経営に対する価値観や信条等を明確にするため、後継者候補に経営者の経営理念や経営方針を伝えていますか？

v. 相続が発生する際に予想される問題点がありますか？

・法定相続人及び相互の人間関係・株式保有状況等の確認は行っていますか？
・相続財産の特定や、相続税額の試算、納税方法(相続税・贈与税の納税猶予制度)の検討などは行っていますか？

【将来の見通し】

vi. 中長期的な経営計画を作成しましょう。

・会社の現状を詳細に分析した上で、中長期的な方向性(経営ビジョン)の決定、売上高、利益等の数値目標を設定し、これの達成に向けた具体的な行動予定や作業項目を明らかにすることが重要です。

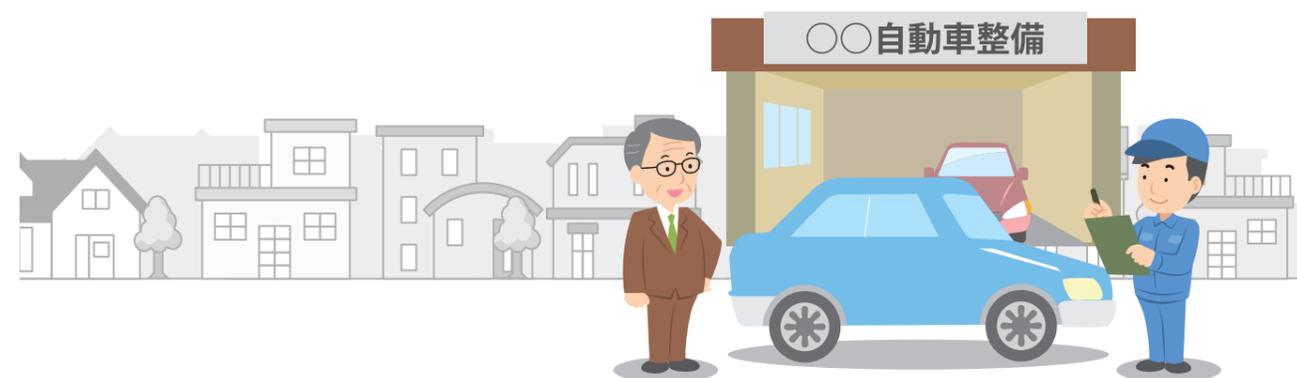
vii. 事業承継の具体的な時期を検討しましょう。

・事業承継対策には、一定の期間が必要となります。具体的な取組み時期を検討して、早めに取り掛かることが有効です。

viii. 様々な支援策があります。会社ごとの課題に応じて有効に活用しましょう。

・経営承継円滑化法による相続税や贈与税の納税猶予制度、民法特例や金融支援策の活用を検討しましょう。
・事業用財産の後継者への集中を図るため、遺言の活用を検討することも有効です。
・株式を分散させないために、定款に「譲渡制限」ならびに「相続人に対する売渡請求」規定を設けることも有効です。

これらの様々な支援策を検討するに当たっては、地域の支援機関に相談してみると良いでしょう。⇒41頁参照



III

迷惑をかけない廃業の選択

後継者の不在等により廃業する場合、自社の内部環境・外部環境を客観的に把握・分析して廃業の意思決定を行い、廃業までのスケジュールリングを的確に行うことが重要になります。

また併せて、安穏な生活を過ごすためには、その後の生活設計も作成する必要があります。

廃業の意思決定は、赤字経営が一定年数続いたとき、債務超過に陥ったとき、内外の環境変化に対応できなくなったときにすべきといわれていますが、売上高の減少、収益の低下、欠損の発生などが常態化している状況にあつては、倒産などの收拾のつかない結末を回避するためにより早い時期での検討が必要となります。

従って、漠然とでも廃業を選択肢の一つと考えている場合、

- ① 現在の財務状況を正確に把握する(土地・建物等資産の評価、借入金等)
- ② 今後の収益性



等を勘案し、早めに決断し、実行に移すことが肝要です。いたずらに判断を先延ばしにして負債が増加することが往々にしてあります。また、日々の財務状況等は変動します。これら状況に合わせてスケジュールを見直すことも必要です。ゆとりをもった計画で将来に備えましょう。



廃業をする理由は千差万別だと思いますが、日本自動車整備商工組合連合会が平成18年7月に取り纏めた「認証を廃止した事業場の調査結果及び支援策等について」に「廃業・転業に当たっての課題」として廃業・転業した決断理由については、

- ①業績不振を理由としたもの(2期以上連続赤字が確定した時期に決断など)
- ②経営者等の健康上の理由によるもの(経営者等の長期入院予定など)
- ③経営者、従業員の年齢、後継者不在、整備士確保の目途が立たないことなどを考慮したもの

があげられております。

また、顧客、従業員、設備等についての課題としては、

- ①顧客への廃業通知、他の事業者・事業場への紹介
- ②従業員を信頼できる事業者へ紹介、雇用保険等の手続
- ③設備、保有機器等の処分を工具店等へ依頼
- ④法律等で手続しなければならない諸官庁への届出 ⇒31頁以降参照

があげられています。

なお、近年では事業場の経営者が経営計画を立てにくくなった場合、自事業場を廃業し、顧客を持って別事業者へ雇われる例も出てきています。

IV

自動車整備業を取巻く 事業承継や廃業に係る届出先・書類等 一覧表

事業承継や廃止に係る届出書類とその届出先をまとめました。

*** 運輸局により、一部取り扱いが異なる場合がありますので、
詳細はご所属の整備振興会にご確認ください。**

1. 国土交通省届出書類一覧表（認証関係）

IV-1

提出書類等	申請書等						提出又は提示書類等										備考		
	自動車分解整備事業認証申請書	自動車分解整備事業変更届	自動車分解整備事業廃止届	自動車分解整備事業設備等明細書	役員の名義(変更)届(注1)	整備主任者選任(変更)届	認証書	整備士の資格を証する書面(注2)	個人の場合申請者を特定できる書面(注3)	法人の場合は申請者及び役員を特定できる書面(注4)	事業場の所在地を証する書面(注5)	合併及び分割の事実を証する書面(注6)	相続の事実を証する書面(注7)	譲渡の事実を証する書面(注8)	建築確認通知又は届出書・消防基準適合証明書	建築基準適合証明書・消防基準適合証明書		油水分離槽の断面図又は写真	水利権者等の排水承諾書(注9)
申請又は届出事項																			
申請	事業の種類追加変更	○			○		○									*	*	*	*
	対象自動車の種類変更	○			○		○												
	〃 業務範囲の変更	○			○		○												
変更	事業者の氏名・名称		○					○	○										
	事業者の住所		○					○	○										
	事業場の名称		○																
	事業場の所在地		○		○					○					*	*	*	*	
	法人の役員					○			○										
	作業場の面積等		○		○										*	*			
	事業の相続		○						○				○						
	事業の合併		○			○			○		○								
	事業の譲渡		○			○			○	○				○					
会社の分割		○			○				○		○								
整備主任者	新規届						○		○										
	変更届						○		○										
廃止			○				○												
有償運送許可																			
回送運行許可																			

注)○印は、必要とするもの。*印は、任意によるもの。

・詳細は 38 頁参照

IV

自動車整備業を取巻く 事業承継や廃業に係る届出先・書類等 一覧表

2. 自動車整備振興会・自動車整備商工組合、その他届出書類一覧表

IV-2

届出先	整備振興会	商工組合	甲種封印受託者	ORSE又はISPA	都道府県等	公取協	日立電鉄交通サービス 日立キャピタルオートリース	管轄する警察署	市区町村 健康保険組合	ハローワーク	年金事務所等	家庭裁判所	税務署	登記所(法務局)	備考
手続き名等															
整備振興会入退会	○														
FAINES 変更・退会届け	○														
商工組合加入申込(持分譲受け、相続、合併)		○													添付書類 出資証券 ※紛失の場合、出資証券紛失届
商工組合 持分譲渡承認願		○													添付書類 出資証券 ※紛失の場合、出資証券紛失届
自動車整備近代化資金貸付金及び出捐金関係手続		○													繰上償還・出捐金譲渡等
中古新規車封印取り付けに係る変更又は取りやめ			○												
E T C・D S R C セットアップ店変更				○											セットアップ店登録申請書(廃止届)
自動車整備業賠償共済保険手続	○														
オアシス生命共済制度手続	○														
ミニ医療保障制度手続	○														
使用済自動車引取業者変更届、廃止届					○										引取業者変更届、廃業等届出書
フロン類回収業者変更届、廃止届					○										フロン類回収業者変更届書、廃止届出書
リサイクルシステム					○										
自動車公正取引協議会関係手続						○									
レンタカーによる代車サービスシステム							○								地位承継に関する覚書、商業登記簿
古物商								○							申請書、商業登記簿謄本、役員住民票等
健康保険									○						
雇用保険										○					
厚生年金											○				
相続放棄・限定承認手続												○			
事業の廃業届													○		
代表者等の変更登記又は解散登記														○	

IV 自動車整備業を取巻く事業承継や廃業に係る届出先・書類等一覧表

3. 事業承継や廃業に係る届出先・書類等一覧表 IV-3

提出書類の様式や添付書類はご所属の自動車整備振興会にご確認ください。



(1) 事業承継

項目	提出書類・添付書類	提出先	留意点・注意点等
認証譲渡 <small>道路運送車両法 第803条 (第81条)</small>	<ul style="list-style-type: none"> ○自動車分解整備事業認証申請書(変更届) ○整備主任者(変更届) 	地方運輸局長	第三者への譲渡は事業場の移転を伴うケースがある。 (別途、移転確認の書類が必要となる。 ○土地・建物登記簿謄本、○賃貸借契約書等 また、移転先の建屋の規模により、対象自動車の種類の追加、減縮申請を伴うケースもある。※認証基準への適合性確認も必要)
	<ul style="list-style-type: none"> ○自動車分解整備事業譲渡証明書 ○譲り受けた者の確認ができる書類 法人の場合は、商業登記簿謄本等 個人の場合は、住民票 ○法人の場合 役員氏名一覧表・役員変更届 		
	<ul style="list-style-type: none"> ○整備振興会退会届(譲渡者) ○整備振興会入会申込書(譲受者) 	整備振興会	譲渡者の会費未納確認 放置違反金滞納車情報照会システム変更等Webでの手続きが必要
	<ul style="list-style-type: none"> ○持分譲受けによる加入申込書 ○持分譲渡承認願 	商工組合	理事会での処理
	<ul style="list-style-type: none"> ○出資証券 ※紛失の場合、出資証券紛失届 		
<ul style="list-style-type: none"> ○口座の変更、名義の変更等 FAINESに関して変化がある場合「FAINES変更(退会)届け用紙」 	整備振興会	(FAINES会員登録区分変更の届出) 第12条 所管整備等の会員資格を取得した場合は、取得した日から1ヶ月以内に、当会が定める専用の「FAINES変更(退会)届け用紙」に必要事項を記入の上、所管整備等に提出していただきます。 (FAINES会員登録の抹消) 第13条 FAINESを退会しようとする場合は、退会希望月の1ヶ月前までに、当会が定める専用の「FAINES変更(退会)届け用紙」に必要事項を記入の上、所管整備等に提出していただきます。	
<ul style="list-style-type: none"> 自動車整備業賠償共済保険 オアシス生命共済制度手続 ミニ医療保障制度手続 	振興会又は商工組合		

項目	提出書類・添付書類	提出先	留意点・注意点等
認証相続 <small>道路運送車両法 第802条 (第81条)</small>	<ul style="list-style-type: none"> 認証譲渡のケースの提出書類の中で、自動車分解整備事業譲渡証明書の代わりに次の書類 ○相続人選定協議書 ○死亡した事業主の除籍謄本 ○被相続人の住民票 ○協議書に記載した被相続人全員の印鑑証明書 	地方運輸局長	
	<ul style="list-style-type: none"> ○整備振興会退会届(譲渡者) ○整備振興会入会申込書(譲受者) 	整備振興会	放置違反金滞納車情報照会システム変更等Webでの手続きが必要
	<ul style="list-style-type: none"> ○相続による加入申込書 <ul style="list-style-type: none"> 出資証券 ※紛失の場合、出資証券紛失届 	商工組合	理事会での処理 売掛残額の確認
認証合併及び分割 <small>道路運送車両法 第802条 (第81条)</small>	<ul style="list-style-type: none"> 認証譲渡のケースの提出書類の中で、自動車分解整備事業譲渡証明書の代わりに次の書類 ○合併又は分割が確認できる書類 ※登記簿謄本 	地方運輸局長	
	<ul style="list-style-type: none"> 出資証券 ※紛失の場合、出資証券紛失届 	商工組合	
事業の廃業届		税務署	
代表者等の変更登記又は解散登記		登記所(法務局)	

提出書類
 添付書類
 必要書類
 その他、届出書、申請書類

IV 自動車整備業を取巻く事業承継や廃業に係る届出先・書類等一覧表

3. 事業承継や廃業に係る届出先・書類等一覧表 IV-3

項目	提出書類・添付書類	提出先	留意点・注意点等
指定譲渡※	○指定自動車整備事業廃止届 (自動車検査員解任届も兼ねる) ○指定書 ◎指定関係必要書類 ・廃止新規申請事前調査表 ・経過説明書(廃止新規申請に至った経緯を記載) ・指定自動車整備事業指定申請書 ・宣誓書 ・法人→商業登記簿謄本(履歴事項全部証明) (法人で合併の場合は、廃止新規後にも登記後の謄本が必要) ・個人→住民票もしくは印鑑証明 ・事業者・事業場の沿革 ・自動車検査員選任届(自動車検査員の押印が必要) ・自動車検査員教習修了証(選任する自動車検査員全員分)(写) ・工員名簿 ・廃止新規前事業場組織図 ・廃止新規後事業場組織図 ・整備士技能検定合格証書写し(資格者全員分) ・法人→決算報告書(貸借対照表・損益計算書含む) ・個人→確定申告書 ・事業計画書 ・新旧取締役会議事録 ・新旧臨時株主総会議事録 ・合併もしくは事業譲渡契約書(法人の変更状態による) ・指定整備取扱規定(各箇所押印が必要) ・指定工場廃止新規承諾書(実印押印/新旧事業者分)	地方運輸局長	「自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について(依命通達)」(平成14年7月1日付け国自整第63号)改正 自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について(依命通達) (略) (別添1) 自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定等に係る申請書類 I (略) II 指定自動車整備事業者関係 1~3 (略) 4 指定自動車整備事業において、新たに指定を取得しようとする場合にあって、設備、技術及び管理組織(事業場管理責任者、主任技術者及び自動車検査員)に変更がない相続、譲渡等により事業を継承する場合における申請書に記載する事項及び添付書面は、次のとおりとする。
	◎認証関係必要書類 ※事業の譲渡を参照		

※指定譲渡…
 車両法の中に指定の譲渡はないが、「設備・技術・管理組織」の変更が無い場合は、「指定工場の廃止新規申請」をすることが可能

	提出書類・添付書類	提出先	留意点・注意点等
事業譲渡にかかると回送運行許可の変更届出	○回送運行許可に関する届出書	地方運輸局長 (地方運輸支局長)	自動車の回送運行の許可事務等の取扱要領 (承継等) 第5条 法人の分割又は相続により許可に係る業を承継し、引き続き回送運行を行おうとする者は、遅滞なく第3条第1項の許可申請の手続きを取らなければならない。この場合前条の書面のほか法人の分割にあつては、その事実を証する分割契約書又は分割計画書、相続にあつては、戸籍謄本又は戸籍の全部事項証明書等を添付しなければならない。 (届出) 第28条 許可を受けた者は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なく届出書(第26号様式)を、主たる営業所を管轄する支局長等に提出しなければならない。…略 (1) 許可を受けた者の氏名若しくは名称又は住所に変更があつたとき (2) 営業所の名称、所在地又はその電話番号を変更したとき (3) 管理責任者等を変更したとき (4) 社内取扱内規を変更したとき (5) 業を廃止したとき (6) 営業所を新設又は廃止したとき (7) 法人を合併したとき 2 前項の届出のうち、次の届出にあつてはその事実を証する書面を添付しなければならない。 (1) 前項第1号にあつて、法人の場合は、商業登記簿の謄本又は履歴事項全部証明書、個人にあつては、住民票。 (2) 前項第4号にあつては、変更後の社内取扱内規。 (3) 前項第7号にあつては、商業登記簿の謄本又は履歴事項全部証明書。
	委任状 車検証(写) 自動車保険証(写)	地方運輸支局長	事業譲渡等による許可変更の概念はなく、許可証は返納し、新たに研修受講と許可申請が必要となる。
自動車リサイクル法 (新規・変更届)	(旧事業主) ①引取業に係る廃止届出書 ②フロン類回収業に係る廃止届出書 (新事業主) ③引取業登録申請 ④フロン類回収業登録・更新申請書 ・新事業主(者)の住民票 若しくは登録事項証明書 ・収入証紙	都道府県等の定めによる	
セットアップ店登録	セットアップ店変更登録申請書	ORSE ISPA	
	自動車公正取引協議会関係手続	公正取引協議会	
	保険代理店	損保会社	



事業承継をサポートする相談先

1. 事業承継の課題に応じた相談先

V-1

事業承継対策には様々な方策があります。各種専門知識が必要となることも多く、必要に応じて、以下の実務家、支援機関等に相談することが有効です。

(1) 弁護士

- ・ 後継者に経営権を集中しつつ、他の相続人の遺留分にも配慮した事業承継対策
- ・ 生前贈与や遺言、任意後見制度を活用した相続紛争防止
- ・ 議決権制限株式や相続人に対する売渡請求など、会社法の各種制度の利用等

(2) 税理士

- ・ 現時点で相続が発生した場合の相続税額の試算
- ・ 納税資金を確保するための自己株式の取得（金庫株）
- ・ 暦年課税制度や相続時精算課税制度を利用した計画的な生前贈与等

(3) 公認会計士

- ・ M & Aにおける財務デューデリジェンス（企業価値を精査すること）
- ・ 既存株主からの株式買取価格の算定

(4) その他士業

① 中小企業診断士

- ・ 会社の魅力の「磨きあげ」のための助言等
- ・ 後継者教育に関する助言、経営計画の策定支援等

② 司法書士

- ・ 戸籍等の調査、贈与・遺言等相続に関する不動産登記、商業登記等

③ 行政書士

- ・ 許認可の承継など、事業承継に必要な行政手続支援等

(5) 商工会議所・商工会・中央会

- ・ 事業承継全般に関する助言、専門家の紹介、情報の提供
- ・ 経営者、後継者育成等に関するセミナーの実施等

(6) 独立行政法人中小企業基盤整備機構

- ・ 事業承継支援に取り組む支援機関の支援体制構築のアドバイス
- ・ 事業承継フォーラム開催や事例集活用等による制度普及、啓発
- ・ 中小企業大学校における後継者教育等の各種研修プログラムの実施
- ・ 事業継続ファンドによる金融支援

2. 事業引継ぎ相談窓口・事業引継ぎ支援センター

V-2

後継者不在などで事業の存続に悩みを抱える中小企業の方の相談に対応する「事業引継ぎ相談窓口」が全国 47 都道府県に設置されています。また、特に事業引継ぎ支援の需要が多い全国 8 箇所に「事業引継ぎ支援センター」が設置され、窓口相談やセンターでうけた相談に対し、専門家による具体的な支援が行われています。



事業承継支援を希望される場合には、全国に設置されています事業引継ぎ支援センターの相談窓口を次頁以降に掲載してありますので、ご活用ください。



< 事業引継ぎ相談窓口・事業引継ぎ支援センター問い合わせ先一覧 >

(平成 26 年 2 月 3 日現在)

窓口・センター名	設置主体	電話番号
北海道事業引継ぎ支援センター	札幌商工会議所	011-222-3111
青森県事業引継ぎ相談窓口	(公財)あおもり産業総合支援センター	017-752-9225
岩手県事業引継ぎ相談窓口	盛岡商工会議所	019-681-0812
宮城県事業引継ぎ支援センター	(公財)みやぎ産業振興機構	022-722-3884
秋田県事業引継ぎ相談窓口	秋田商工会議所	018-866-6677
山形県事業引継ぎ相談窓口	(公財)山形県企業振興公社	023-647-0664
福島県事業引継ぎ相談窓口	(公財)福島県産業振興センター	024-573-2561
茨城県事業引継ぎ相談窓口	水戸商工会議所	029-302-5880
栃木県事業引継ぎ相談窓口	宇都宮商工会議所	028-637-3131
群馬県事業引継ぎ相談窓口	(公財)群馬県産業支援機構	027-255-6503
埼玉県事業引継ぎ相談窓口	さいたま商工会議所	048-641-0084
千葉県事業引継ぎ相談窓口	千葉商工会議所	043-215-8790
東京都事業引継ぎ支援センター	東京商工会議所	03-3283-7555
神奈川県事業引継ぎ相談窓口	(公財)神奈川県産業振興センター	045-633-5200
新潟県事業引継ぎ相談窓口	(公財)にいがた産業創造機構	025-246-0038
長野県事業引継ぎ支援センター	(公財)長野県中小企業振興センター	026-219-3825
山梨県事業引継ぎ相談窓口	(公財)やまなし産業支援機構	055-243-1888
静岡県事業引継ぎ支援センター	静岡商工会議所	054-275-1881
愛知県事業引継ぎ支援センター	名古屋商工会議所	052-228-7117
岐阜県事業引継ぎ相談窓口	岐阜商工会議所	058-264-2135
三重県事業引継ぎ相談窓口	(公財)三重県産業支援センター	059-228-3326
富山県事業引継ぎ相談窓口	(公財)富山県新世紀産業機構	076-444-5605
石川県事業引継ぎ相談窓口	(財)石川県産業創出支援機構	076-267-1244
福井県事業引継ぎ相談窓口	福井商工会議所	0776-33-8283

窓口・センター名	設置主体	電話番号
滋賀県事業引継ぎ相談窓口	大津商工会議所	077-511-1501
京都府事業引継ぎ相談窓口	京都商工会議所	075-212-6460
奈良県事業引継ぎ相談窓口	奈良商工会議所	0742-26-6222
大阪府事業引継ぎ支援センター	大阪商工会議所	06-6944-6257
兵庫県事業引継ぎ相談窓口	神戸商工会議所	078-367-2010
和歌山県事業引継ぎ相談窓口	和歌山商工会議所	073-422-1111
鳥取県事業引継ぎ相談窓口	(公財)鳥取県産業振興機構	0857-52-6702
島根県事業引継ぎ相談窓口	松江商工会議所	0852-32-0506
岡山県事業引継ぎ支援センター	(公財)岡山県産業振興財団	086-286-9708
広島県事業引継ぎ相談窓口	広島商工会議所	082-222-6691
山口県事業引継ぎ相談窓口	(公財)やまぐち産業振興財団	083-922-3700
徳島県事業引継ぎ相談窓口	徳島商工会議所	088-653-3211
香川県事業引継ぎ相談窓口	高松商工会議所	087-825-3516
愛媛県事業引継ぎ支援センター	松山商工会議所	089-948-8511
高知県事業引継ぎ相談窓口	高知商工会議所	088-875-1177
福岡県事業引継ぎ支援センター	福岡商工会議所	092-441-6922
佐賀県事業引継ぎ相談窓口	佐賀商工会議所	0952-24-5158
長崎県事業引継ぎ相談窓口	長崎商工会議所	095-822-0111
熊本県事業引継ぎ相談窓口	熊本商工会議所	096-354-6688
大分県事業引継ぎ相談窓口	大分県商工会連合会	097-534-9507
宮崎県事業引継ぎ相談窓口	宮崎商工会議所	0985-22-2161
鹿児島県事業引継ぎ相談窓口	鹿児島商工会議所	099-225-9533
沖縄県事業引継ぎ相談窓口	那覇商工会議所	098-868-3758

7頁に掲載してあるデータの詳細です。

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会が、平成25年度の自動車整備白書（※）に事業場の整備要員数が10名以下である55歳以上の経営者を対象に調査・集計したデータを掲載しました。

（※）平成25年度の自動車整備白書とは、道路運送車両法に規定する自動車分解整備事業者のうち、平成25年6月末現在の全事業場から、業態別・規模別に抽出した2割の事業場を対象として調査したデータを集計し、業界全体の数値として算出した状況を発表しているものです。

（1-1）自動車整備事業の継続についての認識

規模	項目	1.継続していきたい		2.廃業を考えている								3.わからない		計				
				イ.5年以内		ロ.10年以内		ハ.10年より先		不明		計						
		事業場数	%	事業場数	%	事業場数	%	事業場数	%	事業場数	%	事業場数	%	事業場数	%	事業場数	%	
専業	A1 2~3人	イ.55~59歳	92	14.7	8	3.4	30	16.9	33	27.7	0	0.0	71	12.7	91	21.4	254	15.8
		ロ.60~64歳	158	25.3	41	17.4	62	34.8	34	28.6	5	19.2	142	25.4	101	23.8	401	24.9
		ハ.65歳以上	374	59.9	187	79.2	86	48.3	52	43.7	21	80.8	346	61.9	233	54.8	953	59.3
		計	624	100%	236	100%	178	100%	119	100%	26	100%	559	100%	425	100%	1,608	100%
	A2 4~10人	イ.55~59歳	133	18.5	4	6.9	8	18.6	18	17.6	0	0.0	30	14.5	28	20.1	191	17.9
		ロ.60~64歳	187	26.0	11	19.0	17	39.5	28	27.5	0	0.0	56	27.1	32	23.0	275	25.8
		ハ.65歳以上	400	55.6	43	74.1	18	41.9	56	54.9	4	100.0	121	58.5	79	56.8	600	56.3
		計	720	100%	58	100%	43	100%	102	100%	4	100%	207	100%	139	100%	1,066	100%
	計	イ.55~59歳	225	16.7	12	4.1	38	17.2	51	23.1	0	0.0	101	13.2	119	21.1	445	16.6
		ロ.60~64歳	345	25.7	52	17.7	79	35.7	62	28.1	5	16.7	198	25.8	133	23.6	676	25.3
		ハ.65歳以上	774	57.6	230	78.2	104	47.1	108	48.9	25	83.3	467	61.0	312	55.3	1,553	58.1
		計	1,344	100%	294	100%	221	100%	221	100%	30	100%	766	100%	564	100%	2,674	100%
兼業	A1 2~3人	イ.55~59歳	48	17.3	4	11.1	12	30.0	11	28.9	0	0.0	27	23.1	37	32.5	112	22.0
		ロ.60~64歳	74	26.7	5	13.9	10	25.0	9	23.7	0	0.0	24	20.5	33	28.9	131	25.8
		ハ.65歳以上	155	56.0	27	75.0	18	45.0	18	47.4	3	100.0	66	56.4	44	38.6	265	52.2
		計	277	100%	36	100%	40	100%	38	100%	3	100%	117	100%	114	100%	508	100%
	A2 4~10人	イ.55~59歳	88	24.7	3	23.1	7	30.4	13	29.5	0	0.0	23	28.8	15	28.3	126	25.8
		ロ.60~64歳	99	27.8	1	7.7	9	39.1	9	20.5	0	0.0	19	23.8	12	22.6	130	26.6
		ハ.65歳以上	169	47.5	9	69.2	7	30.4	22	50.0	0	0.0	38	47.5	26	49.1	233	47.6
		計	356	100%	13	100%	23	100%	44	100%	0	100%	80	100%	53	100%	489	100%
	計	イ.55~59歳	136	21.5	7	14.3	19	30.2	24	29.3	0	0.0	50	25.4	52	31.1	238	23.9
		ロ.60~64歳	173	27.3	6	12.2	19	30.2	18	22.0	0	0.0	43	21.8	45	26.9	261	26.2
		ハ.65歳以上	324	51.2	36	73.5	25	39.7	40	48.8	3	100.0	104	52.8	70	41.9	498	50.0
		計	633	100%	49	100%	63	100%	82	100%	3	100%	197	100%	167	100%	997	100%
専・兼業	A1 2~3人	イ.55~59歳	140	15.5	12	4.4	42	19.3	44	28.0	0	0.0	98	14.5	128	23.7	366	17.3
		ロ.60~64歳	232	25.7	46	16.9	72	33.0	43	27.4	5	17.2	166	24.6	134	24.9	532	25.1
		ハ.65歳以上	529	58.7	214	78.7	104	47.7	70	44.6	24	82.8	412	60.9	277	51.4	1,218	57.6
		計	901	100%	272	100%	218	100%	157	100%	29	100%	676	100%	539	100%	2,116	100%
	A2 4~10人	イ.55~59歳	221	20.5	7	9.9	15	22.7	31	21.2	0	0.0	53	18.5	43	22.4	317	20.4
		ロ.60~64歳	286	26.6	12	16.9	26	39.4	37	25.3	0	0.0	75	26.1	44	22.9	405	26.0
		ハ.65歳以上	569	52.9	52	73.2	25	37.9	78	53.4	4	100.0	159	55.4	105	54.7	833	53.6
		計	1,076	100%	71	100%	66	100%	146	100%	4	100%	287	100%	192	100%	1,555	100%
	計	イ.55~59歳	361	18.3	19	5.5	57	20.1	75	24.8	0	0.0	151	15.7	171	23.4	683	18.6
		ロ.60~64歳	518	26.2	58	16.9	98	34.5	80	26.4	5	15.2	241	25.0	178	24.4	937	25.5
		ハ.65歳以上	1,098	55.5	266	77.6	129	45.4	148	48.8	28	84.8	571	59.3	382	52.3	2,051	55.9
		計	1,977	100%	343	100%	284	100%	303	100%	33	100%	963	100%	731	100%	3,671	100%

【用語定義】

- ① 専業 …自動車整備の売上高が総売上高の50%を超える業態の事業場です。
- ② 兼業 …兼業部門（自動車販売、部品用品販売、保険、石油販売等）の売上高が総売上高の50%以上を占める業態の事業場です。なお、専業及び兼業の業態にはいわゆるディーラーは含まれていません。
- ③ A1 …整備要員数が2~3人の規模の事業場です。
- ④ A2 …整備要員数が4~10人の規模の事業場です。

(2-1) 後継者の状況 (継続していきたい)

規模	項目	1.後継者いる										2.後継者いない		計				
		イ. 親族		ロ. 親族以外の 役員・従業員		ハ. 第三者に売却		ニ. その他		不明		計		事業場数	%	事業場数	%	
		事業場数	%	事業場数	%	事業場数	%	事業場数	%	事業場数	%	事業場数	%					
専業	A1 (2~3人)	イ. 55~59歳	53	10.8	8	25.0	1	33.3	2	100.0	0	0.0	64	12.1	28	30.1	92	14.7
		ロ. 60~64歳	117	23.8	6	18.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0	123	23.2	35	37.6	158	25.3
		ハ. 65歳以上	321	65.4	18	56.3	2	66.7	0	0.0	3	100.0	344	64.8	30	32.3	374	59.9
		計	491	100%	32	100%	3	100%	2	100%	3	100%	531	100%	93	100%	624	100%
	A2 (4~10人)	イ. 55~59歳	80	15.5	23	24.2	2	66.7	4	30.8	1	11.1	110	17.3	23	27.4	133	18.5
		ロ. 60~64歳	119	23.1	27	28.4	0	0.0	3	23.1	2	22.2	151	23.7	36	42.9	187	26.0
		ハ. 65歳以上	317	61.4	45	47.4	1	33.3	6	46.2	6	66.7	375	59.0	25	29.8	400	55.6
		計	516	100%	95	100%	3	100%	13	100%	9	100%	636	100%	84	100%	720	100%
	計	イ. 55~59歳	133	13.2	31	24.4	3	50.0	6	40.0	1	8.3	174	14.9	51	28.8	225	16.7
		ロ. 60~64歳	236	23.4	33	26.0	0	0.0	3	20.0	2	16.7	274	23.5	71	40.1	345	25.7
		ハ. 65歳以上	638	63.4	63	49.6	3	50.0	6	40.0	9	75.0	719	61.6	55	31.1	774	57.6
		計	1,007	100%	127	100%	6	100%	15	100%	12	100%	1,167	100%	177	100%	1,344	100%
兼業	A1 (2~3人)	イ. 55~59歳	26	12.4	5	27.8	0	0.0	0	0.0	1	33.3	32	13.9	16	34.8	48	17.3
		ロ. 60~64歳	56	26.7	3	16.7	0	0.0	0	0.0	1	33.3	60	26.0	14	30.4	74	26.7
		ハ. 65歳以上	128	61.0	10	55.6	0	0.0	0	0.0	1	33.3	139	60.2	16	34.8	155	56.0
		計	210	100%	18	100%	0	100%	0	100%	3	100%	231	100%	46	100%	277	100%
	A2 (4~10人)	イ. 55~59歳	51	19.3	16	38.1	0	0.0	5	55.6	2	50.0	74	23.2	14	37.8	88	24.7
		ロ. 60~64歳	73	27.7	11	26.2	0	0.0	0	0.0	1	25.0	85	26.6	14	37.8	99	27.8
		ハ. 65歳以上	140	53.0	15	35.7	0	0.0	4	44.4	1	25.0	160	50.2	9	24.3	169	47.5
		計	264	100%	42	100%	0	100%	9	100%	4	100%	319	100%	37	100%	356	100%
	計	イ. 55~59歳	77	16.2	21	35.0	0	0.0	5	55.6	3	42.9	106	19.3	30	36.1	136	21.5
		ロ. 60~64歳	129	27.2	14	23.3	0	0.0	0	0.0	2	28.6	145	26.4	28	33.7	173	27.3
		ハ. 65歳以上	268	56.5	25	41.7	0	0.0	4	44.4	2	28.6	299	54.4	25	30.1	324	51.2
		計	474	100%	60	100%	0	100%	9	100%	7	100%	550	100%	83	100%	633	100%
専・兼業	A1 (2~3人)	イ. 55~59歳	79	11.3	13	26.0	1	33.3	2	100.0	1	16.7	96	12.6	44	31.7	140	15.5
		ロ. 60~64歳	173	24.7	9	18.0	0	0.0	0	0.0	1	16.7	183	24.0	49	35.3	232	25.7
		ハ. 65歳以上	449	64.1	28	56.0	2	66.7	0	0.0	4	66.7	483	63.4	46	33.1	529	58.7
		計	701	100%	50	100%	3	100%	2	100%	6	100%	762	100%	139	100%	901	100%
	A2 (4~10人)	イ. 55~59歳	131	16.8	39	28.5	2	66.7	9	40.9	3	23.1	184	19.3	37	30.6	221	20.5
		ロ. 60~64歳	192	24.6	38	27.7	0	0.0	3	13.6	3	23.1	236	24.7	50	41.3	286	26.6
		ハ. 65歳以上	457	58.6	60	43.8	1	33.3	10	45.5	7	53.8	535	56.0	34	28.1	569	52.9
		計	780	100%	137	100%	3	100%	22	100%	13	100%	955	100%	121	100%	1,076	100%
	計	イ. 55~59歳	210	14.2	52	27.8	3	50.0	11	45.8	4	21.1	280	16.3	81	31.2	361	18.3
		ロ. 60~64歳	365	24.6	47	25.1	0	0.0	3	12.5	4	21.1	419	24.4	99	38.1	518	26.2
		ハ. 65歳以上	906	61.2	88	47.1	3	50.0	10	41.7	11	57.9	1,018	59.3	80	30.8	1,098	55.5
		計	1,481	100%	187	100%	6	100%	24	100%	19	100%	1,717	100%	260	100%	1,977	100%

